

○学校法人京都文教学園役員報酬等支給規程

第1条 常勤の理事・監事には、役員報酬を支給する。ただし、本学園教職員には適用しない。

第2条 役員報酬の額については理事長、常務理事協議の上決定する。

第3条 非常勤の理事・監事には、年額100,000円の役員報酬を支給する。

また、評議員には年額50,000円の報酬を支給する。ただし、本学園教職員には適用しない。

尚、旅費については、原則支給しない。

第4条 退職時の感謝状の記念品代は、下記の通りとする。

- (1) 理事長 在任期間 1年につき 180,000円
- (2) 常務理事 " " 60,000円
- (3) 理事 " " 40,000円
- (4) 監事 " " 40,000円
- (5) 評議員 " " 20,000円

ただし、前各号を通算して勤続5年未満の場合は支給しない。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は昭和54年4月1日から施行する。

平成5年4月1日改正

平成8年4月1日改正

平成27年4月1日改正（第1条・第3条・第5条）

令和2年4月1日改正（規程名・第5条）